平成２４年（フ）第１３７８０号
静岡県沼津市下香貫西村1468番地の２
破産者　株式会社なつめ
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８０５号
東京都世田谷区大蔵４丁目２―19　シャレー大蔵Ⅱ203
破産者　関口　美樹
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８９７号
東京都新宿区新宿７丁目25番１号
破産者　株式会社ＣＯＲＥ．Ａｇｅｎｃｙ
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９６０号
神奈川県横浜市金沢区富岡東５―18―１―103、住民票上の住所東京都目黒区東が丘２丁目７―３
破産者　田中美保子
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１６６号
東京都目黒区中央町１丁目３―14―203
破産者　杉本　　樹
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２５６号
静岡県沼津市下香貫西村1468―２
破産者　夏目　直幸
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２５９号
千葉県市川市市川２丁目22―６―501
破産者　山本　裕美（旧姓夏目）
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３０８号
東京都品川区西五反田５丁目５―２―404
破産者　白田　光子
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３１４号
千葉県印西市小倉台４丁目１―５―302
破産者　奥　　幸三
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３２８号
東京都北区浮間３丁目１―37―207
破産者　鍋田　秀雄
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３７２号
神奈川県横浜市旭区白根７丁目27―11―101
破産者　冨樫　和彦
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４０２号
東京都板橋区徳丸７丁目７―17―208
破産者　久保田高士
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４０３号
神奈川県横浜市青葉区梅が丘24―９―202
破産者　谷村あき子（旧姓小林・山崎）
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６３７号
東京都板橋区新河岸２丁目10―５―504
破産者　吉田　　博（旧姓小川）
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７７７号
東京都大田区大森西２丁目14―20―101
破産者　田中　京人
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７７８号
神奈川県横浜市青葉区鴨志田町418―12　テラス栗山Ａ号
破産者　小西　正祥
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７８３号
東京都渋谷区渋谷３丁目25―14―501
破産者　清水　　等
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８０４号
東京都小平市御幸町321―９
破産者　新岡　　清
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８０５号
東京都小平市御幸町321―９
破産者　新岡　　修
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２２号
東京都目黒区鷹番１丁目11番４号
破産者　中川精巧印刷株式会社
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２６２号
神奈川県横浜市鶴見区市場大和町７番８号
破産者　株式会社パールランドリー
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３５４号
群馬県太田市本町14―25―909、開始決定時の住所埼玉県川口市鳩ヶ谷本町４丁目１―８―405
破産者　山内　　悠
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部